

お待ちしております！住民自主企画活動支援事業

皆さんの学びを応援します！

町民の皆さんが「いつでも」「どこでも」「だれでも」学習できる機会の充実を図ることを目的として、住民自らが企画実践される活動を支援します。

地域住民を対象に開催する講演会や演奏会、ワークショップ、学習会の運営など、企画段階からサポートしますので、お気軽にご相談ください。

子ども達の健全育成
や親子のふれあいの
場を充実させたい。

趣味や教養の充実を
図るための教室や講
演会を開きたい。



こんなときは？

サークルや団体活動を
充実させたい。

新しいサークルの発
足に向けたきっかけ
作りに講演会を開き
たい。

どのような構成で
進めたら効率的だ
ろうか？

課題や目的はわかっ
ているけど、講師をど
うしようか？

お気軽にお電話ください

この事業は、教育委員会との合同開催です。
アドバイスや準備など生涯学習係が企画者をサポートします。

助成の額 1事業3万円（町外から講師を招く場合は5万円）を限度とし、事業経費のうち講師などに支払う謝礼金の全部または一部を助成します。

事業対象期間 平成27年3月31日(火) までに行われる事業

申込期限 平成27年2月2日(月) まで

その他 詳しくは生涯学習係までお気軽にお問い合わせください。

■千里大学公開授業（定員20名） 気軽に参加しませんか？

- ・日時 4月24日(木) 9:30~12:00
- ・場所 みなくる 2階研修室
- ・内容 講話「交通安全教室」
- ・講師 幾寅駐在所長 座間春喜氏
- ・申込方法 前日までに千里大学担当係（☎52-2145）までお申込みください。

- 昨年度に実施された事業の一例「下金山音楽に親しむ集い」
- 参加者50名 企画者 下金山優れた芸術文化に親しむ会
- 子どもや地域住民の芸術文化に対する興味・関心を深めることを目的に開催され、旭川フィルハーモニー管弦楽団に所属されているフルートとハーブ奏者による演奏会と楽器に触れるワークショップが開催されました。



町内にマイホームを持たれる方を応援します マイホーム建設促進制度

■対象となる住宅とは、居間、寝室、台所、玄関、水洗トイレ、浴室などを有し、自己の居住の用に供するもので、床面積は66㎡以上とし、鉄筋コンクリート製の布基礎に限ります。

「マイホーム建設促進条例」		
	要件	助成金
新築	住宅を新築すること	新築費、購入費、建替費の10%以内とし、100万円を限度とします。（但し、助成金の内30万円は南富良野町商工会商品券で支給します）
購入	建築後、1年以内で居住の用に供していない住宅を購入すること	
建替え	自己所有の住宅を有している方が、自己の居住の用に供するため住宅を建替え、又は、購入すること	
増築	住宅の床面積を新たに16㎡以上建て増しすること	増築費、購入費の10%以内とし、30万円を限度とします。（但し、助成金の内10万円は南富良野町商工会商品券で支給します）
中古住宅	自己の居住の用に供するため、住宅を第3者から購入すること	（但し、助成金の内10万円は南富良野町商工会商品券で支給します）
助成金の加算		加算金
移住者	町外から永住の意思をもって本町に転入し、住民登録等をされ、町内に3年以上継続して居住する見込みで、かつ、生活の本拠を本町に置かれる方	各々20万円を加算します。（但し、全額南富良野町商工会商品券で支給します）
	上記の該当者で、義務教育終了前の被扶養者と同居する場合	
改修費	中古住宅購入後の改修費の50%以内において助成金を加算します	50万円を限度に加算します（但し、15万円は南富良野町商工会商品券で支給します）

■対象者は次の方です。

- ・町内に居住している方
- ・今後町内に移住しようとする方
- ・町内に自己所有の住宅を有している方が、自己の居住の用に供するため、購入、建替えおよび中古住宅を購入する方（但し、現に所有する住宅を取り壊し、又は、住宅以外に転用することが条件です）

■助成金の交付には制限があり、次に該当すると助成は受けられません。

- ・町税（町外の方は当該市町村が対象）および使用料その他歳入を滞納している方
- ・申請者が偽りその他不正な手段により申請したとき
- ・交付決定通知後、受給資格要件を喪失したとき
- ・過去に本町から持家住宅に関する助成金を受領した方

■申請の流れは次のとおりです

- ①事業を着手する前に事業認定申請書を提出
- ②町から認定通知書を受けた後、事業に着手
- ③事業が完了した後、助成金交付申請書を提出
- ④町から助成金交付決定通知書を受ける
- ⑤助成金を受領

○申請・問い合わせ先○ 企画課（企画振興係）☎52-2115